

## 【政策1】 人権・平和・男女平等参画

### 基本施策1 人権・平和のまちづくりの推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

#### ＜現状と課題＞

- 平成28(2016)年に差別解消三法(略称：障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)が成立し、人権侵害や差別の解消に向けた法制度が整備され、自治体は地域の実情に応じた施策の実施が求められることとなりました。被差別部落やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBT<sup>5</sup>、外国人などの分野において、市民・市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必要であり、差別や偏見をなくし多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められています。
- 平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。今後は、同条例にもとづく、ソーシャル・インクルージョンの理念を市の全ての施策に活かすための取り組みが求められています。
- 国立市では、平成29(2017)年4月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情への簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。
- これまでの行政において人権とは、公(行政)に対する個人の権利の保障という側面で捉えられてきました。しかし、市民等からは、私人間における人権侵害や差別の事案への行政としての働きかけを求める声が増えつつあり、従来の考え方からの転換が求められています。また、インターネット上の人権侵害への対処も課題の一つとなっています。
- 令和元(2019)年12月に東京都が「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定しました。しょうがいしゃや高齢者等の現状の労働市場では仕事が見つかりにくい人を対象とし、インクルージョンの視点とビジネス的な手法を用いた働く場の創設が求められています。
- 平和への強い意思を世界に向けて発信するため、平成12(2000)年6月に「国立市平和都市宣言」を制定しています。また、その10年後にあたる平成22(2010)年には、「平和首長会議<sup>6</sup>」に加盟し、令和元(2019)年10月には、「第9回平和首長会議国内加盟都市会議総会」を国立市で開催しています。今後も、広島市、長崎市とともに国内外の自治体と連携を図り、

5 LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)とは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の方々の総称を表す頭字語。

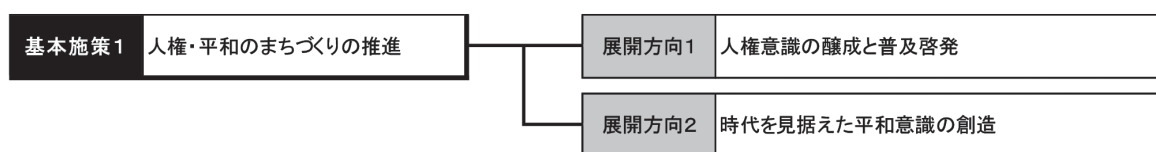
6 昭和57(1982)年に広島市長により、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと提唱され、この趣旨に賛同する世界各国の7,700を超える都市で構成された団体。2013年8月6日、平和市長会議から「平和首長会議」に名称変更。

核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けて取り組む必要があります。

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6月21日を「くにたち平和の日」として制定しています。戦後75年が経過し、戦争体験者が少なくなる中、平和の尊さや戦争の悲惨さ、日常と平和について市民と共に考える機会を創出する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した方やその家族、医療従事者などのエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷や不当な差別が社会問題となっています。また、ワクチン接種に関して、持病により接種できない方や本人の意思により接種しない方が差別や不利益な取扱いを受けることのないよう、行政の正確な情報発信と不当な差別への対応は、コロナ禍における新たな人権問題として取り組む必要があります。

### <施策の目的及び体系>

互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った平和意識の醸成を図ります。



### <展開方向1：人権意識の醸成と普及啓発>

#### 【目的】

ソーシャル・インクルージョン<sup>7</sup>の理念に基づき、市民が互いの人権や多様性について対話等を通じて考え理解し、尊重し合うことで全ての市民の人権が擁護され、あらゆる差別のない自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。

#### 【手段】

- ◆基本方針の策定、実態調査の実施、推進計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念の理解を促し、人権意識の醸成を図ります。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットや私人間における人権侵害等の課題を解消するための取り組みを行います。
- ◆市の様々な施策をソーシャル・インクルージョンの視点から毎年点検・評価をします。

<sup>7</sup> 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会的包摂の概念。

### 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI <sup>8</sup> )	
				2023年	2027年
市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	34.7 (2020年)	36.8	39.6
ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事業の割合	%	事務事業マネジメントシート	97.3 (2018年)	98.8	100

### <展開方向2:時代を見据えた平和意識の創造>

#### 【目的】

平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や搾取等の社会構造上の困難さがなく、そして、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識や他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在する状態を意味します。市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から広く社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指します。

#### 【手段】

- ◆「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」等の事業の開催、原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、次世代に向けて戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。
- ◆平和首長会議等を通じて、他自治体や他機関との連携を行い、平和活動の推進を図ります。
- ◆学校や公民館等において、平和教育を推進します。

### 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023年	2027年
市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割合	%	市民意識調査	50.1 (2020年)	53.0	57.0
市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%	事業アンケート	89.9 (2019年)	94.0	98.0

8 重要業績評価指標(Key Performance Indicator)の略称。